

基発 0425 第 1 号
令和 5 年 4 月 25 日

一般社団法人日本建設業連合会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長

「令和 5 年 労務費率調査」の協力依頼について



貴会におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げますとともに、労働基準行政、とりわけ労災保険行政の運営につきまして、常日頃より多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労災保険制度において、請負による建設の事業における労災保険料の算定に当たり、下請業者も含めた全ての賃金総額を正確に算定することが困難である場合には、請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とみなすという特例があります。

現在の労務費率は、平成 30 年度から適用されているのですが、作業の効率化、人件費の上昇等により請負代金及び支払賃金総額の実態に変化が生じていることが考えられます。

そこで、厚生労働省では、別添のとおり、工事の請負代金の額、支払賃金総額等について調査を実施し、その調査結果を踏まえ労務費率の改定について検討する予定です。

つきましては、本調査の実施についてご理解を賜るとともに、貴会会員の方々に調査票が送付されてきた際には本調査の趣旨をご理解の上、ご協力いただけ るよう周知方よろしくお願ひ申し上げます。

令和5年労務費率調査

□調査の概要

・調査の目的

請負による建設の事業について、賃金実態を把握し、労災保険料の算定に用いる労務費率の見直しに資することを目的とする。

・調査の時期

令和5年5月15日～6月9日

・調査事項

ア 法人番号

イ 工事の名称、期間及び内容

ウ 労災保険に係る確定保険料額の算定方法

エ 支払賃金総額

オ 工事の請負代金の額、請負代金に加算する額及び請負代金から控除する額

・調査の対象

令和3年10月1日から令和4年9月30日までの間に終了した請負金額500万円以上の建設事業（一括有期事業については、一括された工事のうち、当該期間に終了したもの）

・調査の方法

厚生労働省から郵送により事業者に直接調査票を送付し、事業者自らが調査票に記入又はインターネットを利用して調査票データを入力の上、郵送又はオンラインにより厚生労働省に提出する。

□公表予定

労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会の審議資料として、令和5年12月公表予定。

□問い合わせ先

労働基準局労災管理課労災保険財政数理室（03-5253-1111 内線 5454, 5455）

令和5年月日
基発第号

事業主殿

厚生労働省労働基準局長

令和5年労務費率調査へのご協力のお願い

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

労働基準行政、とりわけ労災保険行政の運営につきまして、常日頃より多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労災保険制度においては、請負による建設事業における労災保険料の算定に当たり、下請業者も含めた全ての賃金総額を正確に把握することが困難である場合には、特例として請負金額に事業の種類ごとに定められた「労務費率」を乗じて得た額を賃金総額として扱うこととしています。

今般、建設事業における請負金額と賃金等の実態を把握し、現行の労務費率の見直しを行うため、「令和5年労務費率調査」を実施することとし、貴事業場に調査をお願いすることになりました。

つきましては、ご多用中誠に恐縮ではございますが、この調査の趣旨をご理解いただき、調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

ご記入いただいた調査票につきましては、令和5年6月9日(金)までに、当局へご返送くださいますようお願い申し上げます。

この調査では、インターネットを利用して調査票データを送信する方法でご回答いただくことも可能ですので、ぜひご利用ください。

なお、お答えいただいた内容は、統計調査のためにのみ使用され、統計以外に使用することはありません。

労務費率調査の調査票はインターネットで提出できます

労務費率調査の調査票は、「政府統計共同利用システム（オンライン調査システム）」を利用してオンラインで回答することができます。

1 ご利用推奨環境

(1) パソコン

OS	ブラウザ
Windows 11 (※1)	Firefox 111 Google Chrome 112
Windows 10 (※1)	Microsoft Edge 112
macOS 12.6	Safari 16

(※1) 「デスクトップモード」の場合に限ります。

(※2) ご利用推奨環境は令和5年4月13日現在の内容です。

(2) 通信環境

ブロードバンド環境を推奨します。

2 オンライン調査の流れ

(1) 送付した紙の調査票をお手元にご準備ください（ID・パスワードが記載されています）

(2) 政府統計共同利用システム（オンライン調査システム）にログインします。

<https://www.e-survey.go.jp>

※「政府統計コード」は、「労務費率調査」をプルダウンで選択するか、「9NDW」と入力します。

(3) パスワードの変更、連絡先情報の登録をします。

(4) 電子調査票に回答を入力し、送信します。

(5) 回答内容は、政府統計共同利用システム（オンライン調査システム）上で確認することができます。

事業の名称及び所在地

統計法に基づく国の統計調査
です。調査票情報の秘密の保
護に万全を期します。



※ 名称・所在地に変更等がありましたらボールペン等で訂正してください。

○ 厚生労働省

令和5年労務費率調査票（単独有期事業場用）

法人番号												
記入担当者	所属部課			電話			氏名					

※法人番号欄には、国税庁から指定された13桁の法人番号をご記入ください。また、法人番号が印字されている場合はご確認いただき、誤りがある場合は訂正をお願いします。法人番号は支店や事業場ごとに指定されませんので、支店や事業場についても、各法人に指定された法人番号をご記入ください。

「労働保険番号」や「商業登記法に基づく「会社法人等番号(12桁)」を記入しないようにご注意ください。

共同事業体によって行われる工事について回答する場合は、貴社の法人番号をご記入ください。

※本調査は、建設事業の労務費率の検討のために行う統計調査です。調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使用することはありませんので、事実をそのままにご記入ください。

○調査の範囲

都道府県	所掌	管轄	労働保険番号			業種					
			基幹番号			枝番号					

本調査で対象となるのは、上記の労働保険番号の工事です（※）。

本調査では、下請事業者に関する部分も含めてご記入ください。

※ 令和3年10月1日から令和4年9月30日までの間に終了した請負金額500万円以上の工事から選定しました。

○調査票の提出先等

厚生労働省 労働基準局労災管理課 労災保険財政数理室

(郵送による提出には同封の返信用封筒をご利用ください。)

電話番号：(代表) 03-5253-1111 内線5454、5455

受付時間：平日 9:30~12:00、13:00~18:00

FAXによる提出先：03-3502-6747

厚生労働省のホームページでも調査の内容についてご紹介しています。

○オンライン回答

本調査は下記のIDとパスワードを用いて、オンラインによる回答も可能です。

詳しくは、別紙をご覧ください。

ID	
パスワード	

○調査票の提出期限

令和5年6月9日（金）までにお願いします。

問1 工事の名称、期間及び内容

(1)工事の名称

調査対象工事の請負契約書に記載されている工事名を記入してください。

--

(2)工事期間

実際の工事期間を西暦で記入してください(工事期間が印字されている場合、誤りがある場合は訂正してください)。

2	0			年			月から
2	0			年			月まで

(3)調査対象の工事が該当する事業の種類

該当する事業の種類を1つ選び、回答欄の番号を○で囲んでください。

事業の種類	回答
(31)水力発電施設、ずい道等新設事業	1
(32)道路新設事業	2
(33)舗装工事業	3
(34)鉄道又は軌道新設事業	4
(35)建築事業(既設建築物設備事業を除く。)	5
(38)既設建築物設備工事業	6
(36)機械装置の組立て又は据付けの事業	
組立て又は取付けに関するもの	7
その他のもの	8
(37)その他の建設事業	9

(注)
 「機械装置の組立て又は据付けの事業」のうち、「その他のもの」とは、組立て又は取付けに関するものの基礎工事のことであり、基礎台の建設をいいます。
 「組立て又は取付けに関するもの」と「その他のもの」を併せて行っている場合、そのうち主たる方(主たる事業の種類)を選択してください。
 また、以下の問3及び問4の回答時には、主たる方に係る額のみを記入してください。

問2 確定保険料額(労災保険に係る額)の算定方法

労働保険の確定保険料精算の際に選択した算定方法を1つ選び、回答欄の番号を○で囲んでください。

確定保険料の算定方法	確定保険料=支払賃金×労災保険率	確定保険料=請負金額×労務費率×労災保険率
回答	1	2

問3 支払賃金の額

調査対象工事に従事したすべての労働者に支払われた実際の賃金額を記入してください。

十億	百万	千	0	0	0	円
----	----	---	---	---	---	---

※百円の位で四捨五入

(注)

- ・「支払賃金の額」には、下請け事業者の労働者を含めます。
- ・工事の完成に必要な設備等の製作・加工等の作業であっても、工事現場「以外」の工事や工場等で行う作業に係る賃金は含めないでください。
- ・保険料の算定に当たって労務費率を用いた場合(問2で「2」を○で囲んだ場合)であっても、賃金台帳等により下請事業者の労働者の賃金も含めた実際の支払賃金総額を正確に把握してご記入ください。
- ・下請事業者の労働者に係る実支払賃金額の把握が困難な場合には、工事に関する予算書、見積書、延労働者数、公共工事設計労務単価等を参考に算出してください。
- ・副業・兼業を行っている労働者がいる場合、副業・兼業先の事業者が支払った賃金は含めないでください。
- ・警備のみ又は廃土等の輸送のみを委託した事業者の労働者に対する賃金も含めないでください。

問4 請負金額

(1)請負代金の額

最終的に発注者等から受け取った金額に基づき記入してください。

十億	百万	千	0	0	0	円
----	----	---	---	---	---	---

※消費税を除いた額を百円の位で四捨五入

(2)請負代金に加算する額(支給材の価額等)

上記(1)に含まれていない発注者等からの支給材がある場合は、その支給材の価格を、また、機械器具等の貸与を受けた場合は、その機械器具等の損料に相当する価格を記入してください。

十億	百万	千	0	0	0	円
----	----	---	---	---	---	---

※消費税を除いた額を百円の位で四捨五入

(3)請負代金から控除する額(機械装置の価額)(問1(3)で「7」又は「8」を選択した場合のみ回答)

上記(1)の請負金額に含まれている「機械装置」の価額を記入してください。

この「機械装置」の範囲には、機械装置の本体、附属装置及び附属品が含まれます。

十億	百万	千	0	0	0	円
----	----	---	---	---	---	---

※消費税を除いた額を百円の位で四捨五入

事業の名称及び所在地

統計法に基づく国の統計調査
です。調査票情報の秘密の保
護に万全を期します。



※ 名称・所在地に変更等がありましたらボールペン等で訂正してください。

厚生労働省

令和5年労務費率調査票（一括有期事業場用）

法人番号												
記入担当者	所属部課			電話			氏名					

※法人番号欄には、国税庁から指定された13桁の法人番号をご記入ください。また、法人番号が印字されている場合はご確認いただき、誤りがある場合は訂正をお願いします。法人番号は支店や事業場ごとには指定されませんので、支店や事業場についても、各法人に指定された法人番号をご記入ください。

「労働保険番号」や、商業登記法に基づく「会社法人等番号(12桁)」を記入しないようにご注意ください。

共同事業体によって行われる工事について回答する場合は、貴社の法人番号をご記入ください。

※本調査は、建設事業の労務費率の検討のために行う統計調査です。調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使用することはありませんので、事実をありのままにご記入ください。

○調査の範囲

労働保険番号					業種			
都道府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号				

上記の労働保険番号を使用した工事の中から、以下の①と②のいずれにも該当する元請工事を1件選び、その工事について下請事業者の内容も含めて回答してください。

①令和3年10月から令和4年9月までの間に終了したもののうち、その内容が上記の業種と同一である工事

②請負金額が500万円以上の工事（該当する工事がない場合、最も請負金額の高い工事）

○調査票の提出先等

厚生労働省 労働基準局労災管理課 労災保険財政数理室

（郵送による提出には同封の返信用封筒をご利用ください。）

電話番号：（代表）03-5253-1111 内線5454、5455

受付時間：平日 9:30～12:00、13:00～18:00

FAXによる提出先：03-3502-6747

※厚生労働省のホームページでも調査の内容についてご紹介しています。

○オンライン回答

本調査は下記のIDとパスワードを用いて、オンラインによる回答も可能です。

詳しくは、別紙をご覧ください。

ID	
パスワード	

○調査票の提出期限

令和5年6月9日（金）までにお願いします。

問1 工事の名称、期間及び内容

(1) 工事の名称

調査対象に選択した工事の請負契約書に記載されている工事名を記入してください。

--

(2) 工事期間

実際の工事期間を西暦で記入してください。

2	0			年		月	から
2	0			年		月	まで

(3) 調査対象の工事が該当する事業の種類

該当する事業の種類を1つ選び、回答欄の番号を○で囲んでください。

事業の種類	回答
(31)水力発電施設、ずい道等新設事業	1
(32)道路新設事業	2
(33)舗装工事業	3
(34)鉄道又は軌道新設事業	4
(35)建築事業(既設建築物設備事業を除く。)	5
(38)既設建築物設備工事業	6
(36)機械装置の組立て又は据付けの事業	
組立て又は取付けに関するもの	7
その他のもの	8
(37)その他の建設事業	9

(注)
 「機械装置の組立て又は据付けの事業」のうち、「その他のもの」とは、組立て又は取付けに関するものの基礎工事のことであり、基礎台の建設をいいます。
 「組立て又は取付けに関するもの」と「その他のもの」を併せて行っている場合、そのうち主たる方(主たる事業の種類)を選択してください。
 また、以下の問3及び問4の回答時には、主たる方に係る額のみを記入してください。

問2 確定保険料額(労災保険に係る額)の算定方法

労働保険の確定保険料精算の際に選択した算定方法を1つ選び、回答欄の番号を○で囲んでください。

確定保険料の算定方法	確定保険料=支払賃金×労災保険率	確定保険料=請負金額×労務費率×労災保険率
回答	1	2

問3 支払賃金の額

調査対象工事に従事したすべての労働者に支払われた実際の賃金額を記入してください。

十億	百万	千	0	0	0	円
----	----	---	---	---	---	---

※百円の位で四捨五入

(注)
 •「支払賃金の額」には、下請け事業者の労働者を含めます。
 •工事の完成に必要な設備等の製作・加工等の作業であっても、工事現場「以外」の工事や工場等で行う作業に係る賃金は含めないでください。
 •保険料の算定に当たって労務費率を用いた場合(問2で「2」を○で囲んだ場合)であっても、賃金台帳等により下請事業者の労働者の賃金も含めた実際の支払賃金総額を正確に把握してご記入ください。
 •下請事業者の労働者に係る実支払賃金額の把握が困難な場合には、工事に関する予算書、見積書、延労働者数、公共工事設計労務単価等を参考に算出してください。

•副業・兼業を行っている労働者がいる場合、副業・兼業先の事業者が支払った賃金は含めないでください。
 •警備のみ又は廃土等の輸送のみを委託した事業者の労働者に対する賃金も含めないでください。

問4 請負金額

(1) 請負代金の額

最終的に発注者等から受け取った金額に基づき記入してください。

十億	百万	千	0	0	0	円
----	----	---	---	---	---	---

※消費税を除いた額を百円の位で四捨五入

(2) 請負代金に加算する額(支給材の価額等)

上記(1)に含まれていない発注者等からの支給材がある場合は、その支給材の価格を、また、機械器具等の貸与を受けた場合は、その機械器具等の損料に相当する価格を記入してください。

十億	百万	千	0	0	0	円
----	----	---	---	---	---	---

※消費税を除いた額を百円の位で四捨五入

(3) 請負代金から控除する額(機械装置の価額)(問1(3)で「7」又は「8」を選択した場合のみ回答)

上記(1)の請負金額に含まれている「機械装置」の価額を記入してください。

この「機械装置」の範囲には、機械装置の本体、附属装置及び附属品が含まれます。

十億	百万	千	0	0	0	円
----	----	---	---	---	---	---

※消費税を除いた額を百円の位で四捨五入

「令和5年労務費率調査」の記載例(単独有期事業場用)

<p>「契約書」や「注文書」の工事名から記入します。</p> <p>工事内容に対応する事業の種類を、対象工事の「労働保険確定保険料申告書」の記載に応じて選択します。</p> <p>・問2の回答は「2」ですが、実際に支払われた賃金額を記入します。 ※「問4」の請負金額に労務費率を乗じた額は記入しないでください。 一般的に、問3の「支払賃金の額」は「問4(1)の請負代金の額」より小さい額です。</p> <p>消費税抜きの請負代金の額を記入します。</p> <p>発注者から材料の支給を受けた場合に価額を記入します。 (該当がない場合は記入しません)</p> <p>・問1(3)で「7」又は「8」を選択した場合のみ、設置する機械装置の価額を記載します。 一般的に、問4(3)の「請負代金から控除する額」は、「問4(1)請負代金の額」より小さい額です。</p>	<p>問1 工事の名称、期間及び内容 (1)工事の名称 調査対象工事の請負契約書に記載されている工事名を記入してください。</p> <p>〇〇ビルエレベーター改修工事</p> <p>問2 確定保険料額(労災保険に係る額)の算定方法 労働保険の確定保険料精算の際に選択した算定方法を1つ選び、回答欄の番号を○で囲んでください。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th>確定保険料の算定方法</th> <th>確定保険料=支払賃金×労災保険率</th> <th>確定保険料=請負金額×労務費率×労災保険率</th> </tr> <tr> <td>回答</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </table> <p>問3 支払賃金の額 調査対象工事に従事したすべての労働者に支払われた実際の賃金額を記入してください。</p> <p>※支払賃金の額には、下記事業者の労働者を含みます。 ・工事の完成に必要な設備等の製作・加工等の作業であっても、工事現場「以外」の工事や工場等で行う作業に係る賃金は含めないでください。 ・保険料の算定に当たって労務費率を用いた場合(問2で「2」を○で囲んだ場合)であっても、賃金合算等により下記事業者の労働者の賃金も含めた実際の支払賃金総額を正確に把握してご記入ください。 ・下記事業者の労働者に係る支払賃金額の把握が困難な場合は、工事に関する予算書、見積書、延労働者数、公共工事設計労務単価等を参考に算出してください。 ・副業・兼業を行っている労働者がいる場合、副業・兼業先の事業者が支払った賃金は含めないでください。 ・警備のみ又は雇主等の輸送のみを委託した事業者の労働者に対する賃金も含めないでください。</p> <p>問4 請負金額 (1)請負代金の額 最終的に発注者等から受け取った金額に基づき記入してください。</p> <p>※消費税を除いた額を百円の位で四捨五入</p> <p>十億 百万 千</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <td>1</td><td>3</td><td>8</td><td>8</td><td>6</td><td>9</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table> <p>(2)請負代金に加算する額(支給材の価額等) 上記(1)に含まれていない発注者等からの支給材がある場合は、その支給材の価格を、また、機械器具等の貸与を受けた場合は、その機械器具等の損料に相当する価格を記入してください。</p> <p>この「機械装置」の範囲には、機械装置の本体、附属装置及び附属品が含まれます。</p> <p>十億 百万 千</p> <table border="1"> <tr> <td>6</td><td>8</td><td>9</td><td>9</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table> <p>※消費税を除いた額を百円の位で四捨五入</p> <p>(3)請負代金から控除する額(機械装置の価額)(問1(3)で「7」又は「8」を選択した場合のみ回答) 上記(1)の請負金額に含まれている「機械装置」の価額を記入してください。</p> <p>この「機械装置」の範囲には、機械装置の本体、附属装置及び附属品が含まれます。</p> <p>十億 百万 千</p> <table border="1"> <tr> <td>6</td><td>8</td><td>9</td><td>9</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table> <p>※消費税を除いた額を百円の位で四捨五入</p>	確定保険料の算定方法	確定保険料=支払賃金×労災保険率	確定保険料=請負金額×労務費率×労災保険率	回答	1	2	1	3	8	8	6	9	0	0	0	6	8	9	9	6	0	0	0	6	8	9	9	6	0	0	0	<p>問1 工事の名称、期間及び内容 (2)工事期間 実際の工事期間を西暦で記入してください(工事期間が印字されている場合、誤りがある場合は訂正してください)。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <td>2</td><td>0</td><td>2</td><td>1</td> <td>年</td> <td>1</td><td>0</td> <td>月から</td> </tr> <tr> <td>2</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td> <td>年</td> <td>0</td><td>2</td> <td>月まで</td> </tr> </table> <p>該当工事の資料に基づき、実際の工事期間を記入します。</p> <p>対象工事の「労働保険確定保険料申告書」の記載に応じて、「1」又は「2」を選択します。</p>	2	0	2	1	年	1	0	月から	2	0	2	2	年	0	2	月まで
確定保険料の算定方法	確定保険料=支払賃金×労災保険率	確定保険料=請負金額×労務費率×労災保険率																																															
回答	1	2																																															
1	3	8	8	6	9	0	0	0																																									
6	8	9	9	6	0	0	0																																										
6	8	9	9	6	0	0	0																																										
2	0	2	1	年	1	0	月から																																										
2	0	2	2	年	0	2	月まで																																										

「令和5年労務費率調査」の記載例(一括有期事業場用)

問1 工事の名称、期間及び内容

(1)工事の名称

調査対象に選択した工事の請負契約書に記載されている工事名を記入してください。

○○装置設置工事

(2)工事期間

実際の工事期間を西暦で記入してください。

2	0	2	1	年	1	0	月から
2	0	2	2	年	0	2	月まで

該当工事の資料に基づき、実際の工事期間を記入します。

労働保険の年度更新の申告書類から調査対象の工事を選択し、選択した工事の名称を、「契約書」や「注文書」の工事名から記入します。

工事内容に対応する事業の種類を、対象工事の年度更新の申告書類の記載に応じて選択します。

(3)調査対象の工事が該当する事業の種類

該当する事業の種類を1つ選び、回答欄の番号を○で囲んでください。

事業の種類	回答
(31)水力発電施設、ずい道等新設事業	1
(32)道路新設事業	2
(33)舗装工事業	3
(34)鉄道又は軌道新設事業	4
(35)建築事業(既設建築物設備事業を除く。)	5
(36)既設建築物設備工事業	6
(37)機械装置の組立て又は据付けの事業	7
組立て又は取付けに関するもの	7
その他のもの	8
(38)その他の建設事業	9

(注)
「機械装置の組立て又は据付けの事業」のうち、「その他のもの」とは、組立て又は取付けに関するものの基礎工事のことであり、基礎台の建設をいいます。
「組立て又は取付けに関するもの」と「その他のもの」を併せて行っている場合、そのうち主たる方(主たる事業の種類)を選択してください。
また、以下の問3及び問4の回答時には、主たる方に係る額のみを記入してください。

対象工事の年度更新の申告書類の記載に応じて、「1」又は「2」を選択します。

・問2の回答は「2」ですが、実際に支払われた賃金額を記入します。

※「問4」の請負金額に労務費率を乗じた額は記入しないでください。

・一般的に、問3の「支払賃金の額」は「問4(1)の請負代金の額」より小さい額です。

消費税抜きの請負代金の額を記入します。

発注者から材料の支給を受けた場合に価額を記入します。
(該当がない場合は記入しません)

・問1(3)で「7」又は「8」を選択した場合のみ、設置する機械装置の価額を記載します。

・一般的に、問4(3)の「請負代金から控除する額」は、「問4(1)請負代金の額」より小さい額です。

問2 確定保険料額(労災保険に係る額)の算定方法

労働保険の確定保険料精算の際に選択した算定方法を1つ選び、回答欄の番号を○で囲んでください。

確定保険料の算定方法	確定保険料=支払賃金×労災保険率	確定保険料=請負金額×労務費率×労災保険率
回答	1	2

問3 支払賃金の額

調査対象工事に従事したすべての労働者に支払われた実際の賃金額を記入してください。

十億	百万	千
1	6	6

※百円の位で四捨五入

問4 請負金額

(1)請負代金の額

最終的に発注者等から受け取った金額に基づき記入してください。

十億	百万	千
1	5	6

※消費税を除いた額を百円の位で四捨五入

(2)請負代金に加算する額(支給材の価額等)

上記(1)に含まれていない発注者等からの支給材がある場合は、その支給材の価格を、また、機械器具等の貸与を受けた場合は、その機械器具等の損料に相当する価格を記入してください。

この「機械装置」の範囲には、機械装置の本体、附属装置及び附属品が含まれます。

十億	百万	千
1	1	3

※消費税を除いた額を百円の位で四捨五入

(3)請負代金から控除する額(機械装置の価額)(問1(3)で「7」又は「8」を選択した場合のみ回答)

上記(1)の請負金額に含まれている「機械装置」の価額を記入してください。

この「機械装置」の範囲には、機械装置の本体、附属装置及び附属品が含まれます。

十億	百万	千
1	3	6

※消費税を除いた額を百円の位で四捨五入